

令和 2 年度

定期監査（第 2 次）結果報告書

令和 3 年 3 月 2 4 日

北見市監査委員

令和2年度定期監査（第2次）結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、北見市監査基準に準拠し、次のとおり定期監査を実施した。

1 監査の対象

監査の対象部局等については、令和2年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 企画財政部 企画政策課、行政評価・行財政改革主幹
- 総務部 総務課、国勢調査主幹、財産管理主幹、車両課、
防災危機管理室
- 市民環境部 廃棄物対策課、クリーンライフセンター
- 保健福祉部 国保医療課
- 子ども未来部 端野自治区保育主幹、常呂自治区保育主幹、
留辺蘂自治区保育主幹、端野青少年課、常呂青少年課、
留辺蘂青少年課
中央保育園、中央子育て相談センター（現地監査）
- 農林水産部 農政課
- 商工観光部 商業労政課
- 都市建設部 道路管理課、道路・雪対策主幹
- 端野総合支所 産業課
- 常呂総合支所 産業課
- 留辺蘂総合支所 産業課
- 学校教育部 学校給食センター、常呂学校給食センター、
留辺蘂学校給食センター
相内小学校、相内中学校（現地監査）
- 社会教育部 中央公民館、端野町公民館、常呂町公民館、
留辺蘂町公民館
- 第一・第二農業委員会 農地課（分室含む）
- 上下水道局 下水道課、浄化センター

2 監査の期間

令和2年12月14日(月)から令和3年3月19日(金)まで

現地監査については令和3年2月9日(火)

3 監査の着眼点及び実施内容

令和2年4月から令和2年9月までにおける財務に関する事務事業について、北見市財務規則等に基づき事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事及び業務委託等に係る契約事務並びに物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施した。また、金券類の管理・保管状況について、事故防止の観点からも複数人によるチェック体制が図られているか等管理体制、諸帳簿の整備状況等に重点を置き確認した。

なお、加藤直信監査委員は予算執行等について、伊東隆志監査委員は商工観光部の一部の支出について、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

(1) 予算執行関係について

①出納員の収納事務において、還付処理の誤りがあった－1課

(2) 契約事務について

①適正な見積期間が設定されていなかった－1課

(3) 時間外勤務等命令及び週休日の振替等について

週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているものや、支給割合の誤り等がみられた。

- ①平日時間外、休日時間外、休日給といった時間外勤務手当の支給割合区分の指定誤り等－10課
- ②週休日の振替対象の事例であると理解していなかった－2課
- ③振替の検討をせず、当初から振替する日がないという判断で、時間外勤務命令をしていた－2課

(4) 金券類の受払いについて

郵便切手受払簿やタクシー使用簿等の様式の不備や確認漏れがあった。

- ①郵便切手受払簿等の様式が、財務規則で定める要件を満たしていなかった－3課
- ②タクシー使用簿の月末残数確認を行っていなかった－5課

(5) 部別の監査結果

	是正又は改善を要する事項			
	(1) 予算執行	(2) 契約事務	(3) 時間外勤務	(4) 金券類等
企画財政部			①	
総務部			①、③	②
市民環境部			①	
保健福祉部			③	
子ども未来部			①	②
農林水産部				
商工観光部				
都市建設部	①			①、②
端野総合支所			①	
常呂総合支所			②	
留辺蘂総合支所				
学校教育部			①、②	
社会教育部				①
第一・第二農業委員会		①	①	①
上下水道局				

5 意見

今回の監査を通して、予算執行関係、契約事務においては、書類の精査不足や基本的事項に関する誤り等も減少しており、事務の改善がみられる。引き続き適正な経理事務の実施に努められたい。

時間外勤務等命令及び週休日の勤務命令等については、週休日の振替等に関する所属長の誤った認識による指摘事例は、減少しているものの、時間外勤務手当の支給割合の指定誤り等は、依然として多くみられる。同様な誤りを繰り返さぬよう、各部局長及び所属長に対し、具体的に指導されたい。

金券類の受払いについては、総務部から示されている様式を参考にする等、財務規則で定める要件を満たした様式により管理の徹底を図り、今後も事故の防止に努められたい。